

さいたま市公共建築工事積算基準【資料編】

新旧対照表

令和8年2月改定

<p style="text-align: center;">新</p> <p style="text-align: center;">さいたま市公共建築工事積算基準</p> <p style="text-align: center;">【資料編】</p> <p style="text-align: center;">令和8年2月</p>	<p style="text-align: center;">旧</p> <p style="text-align: center;">さいたま市公共建築工事積算基準</p> <p style="text-align: center;">【資料編】</p> <p style="text-align: center;">令和7年10月</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p style="text-align: center;">改定年月の変更</p>
<p>第1章 共通事項</p>		
<p>(工事費内訳書における単価及び価格)</p> <p>2. 工事費内訳書に計上する単価及び価格は原則として下記による。</p> <p>なお、山間へき地等の地理・気象条件が特異な場合や社会・経済動向に著しい変化が認められる場合等においては、実情に応じた適切な単価及び価格を用いる。</p> <p>(1) 単価及び価格の算定については次による。</p> <p style="text-align: center;">【 省 略 】</p> <p>八. 市場単価</p> <p>市場単価は、元請業者と下請の専門工事業者間の取引についての調査結果に基づき、<u>単位施工当たりの価格であり、材料費、労務費、機械器具費等（専門工事業者の諸経費を含む。）によって構成される。</u></p> <p><u>物価資料の掲載価格等によることを基本とするが、工事場所が掲載都市ではなく、他に適切な単価がない場合は、工事場所を包括する地区を代表する都市の単価を準用することができる。</u></p> <p>二. 単位施工単価</p> <p>単位施工単価は、複合単価の算定方法と元請業者と下請の専門工事業者間の取引についての調査結果を組み合わせることにより求められる価格であり、市場における取引実態を反映しつつも、単位施工当たりが必要とされる標準的な材料費、労務費等の内訳を把握できるようにした単価である。</p> <p>細目工種を代表する規格・仕様の単位施工単価（以下「ベース単価」という。）は、<u>口. 複合単価の算定方法により算定する。</u></p> <p><u>それ以外の規格・仕様の単位施工単価（以下「シフト単価」という。）は、ベース単価との乖離を、元請業者と下請の専門工事業者間の取引の調査結果に基づき、次に示すとおり調整して算定する。</u></p>	<p>(工事費内訳書における単価及び価格)</p> <p>2. 工事費内訳書に計上する単価及び価格は原則として下記による。</p> <p>なお、山間へき地等の地理・気象条件が特異な場合や社会・経済動向に著しい変化が認められる場合等においては、実情に応じた適切な単価及び価格を用いる。</p> <p>(1) 単価及び価格の算定については次による。</p> <p style="text-align: center;">【 省 略 】</p> <p>八. 市場単価</p> <p>市場単価は、元請業者と下請の専門工事業者間の<u>契約に基づき調査された単位施工当たりの取引価格であり、物価資料に掲載された「建築工事市場単価」による。また、市場単価は材料費、労務費、機械経費等（専門工事業者の諸経費を含む。）によって構成されるが、その掲載条件が一部異なる場合の単価については、類似の市場単価を適切に補正して算定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">【 追 加 】</p>	<p>公共建築工事標準単価積算基準の改定により</p>

新

旧

備考

<p style="text-align: center;"> $\text{シフト単価} = \text{ベース単価} \times \frac{\text{シフト単価の細目工種の取引調査結果に基づく単位施工当たりの価格}}{\text{ベース単価の細目工種の取引調査結果に基づく単位施工当たりの価格}}$ </p> <p style="text-align: center;"> <u>ベース単価は、工事場所の材料単価、労務単価を用いて算定することを基本とする。</u> <u>シフト単価は物価資料の掲載価格等によることを基本とするが、工事場所が掲載都市ではなく、他に適切な単価がない場合は、工事場所を包括する地区を代表する都市の単価を準用して調整することにより、その単価を算定することができる。</u> </p> <p>ホ. 上記以外の単価及び価格</p> <p>上記以外の単価及び価格は、物価資料の掲載価格又は製造業者・専門工事業者の見積価格等（下請経費を含む。）を参考に定める。</p> <p style="text-align: center;">【 省 略 】</p> <p>(3) 単価及び価格の適用</p> <p style="text-align: center;">【 省 略 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材料価格等の採用にあたっては、数量の多寡や仕様・規格の違い等、各々の工事における特殊性を考慮する。 ・<u>市場単価において、規格・仕様が各編記載の細目工種の摘要と一部異なる場合は、類似の市場単価を適切に補正してその単価を算出することができる。</u> ・<u>単位施工単位において、規格・仕様が各編記載の細目工種の摘要と一部異なる場合は、類似の単位施工単価を適切に補正してその単価を算出することができる。</u> ・製造業者又は専門工事業者に見積書の提出を求める場合は「さいたま市公共建築工事見積徴取事務処理要領」に基づき徴取し、「見積比較表」にまとめ保管すること。 <p>なお、単価及び価格を採用するにあたっては、実際の取引状況を精査し、必要に応じて補正を行い採用する。</p>	<p style="text-align: center;">【 追 加 】</p> <p>二. 上記以外の単価及び価格</p> <p>上記以外の単価及び価格は、物価資料の掲載価格又は製造業者・専門工事業者の見積価格等（下請経費を含む。）を参考に定める。</p> <p style="text-align: center;">【 省 略 】</p> <p>(3) 単価及び価格の適用</p> <p style="text-align: center;">【 省 略 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材料価格等の採用にあたっては、数量の多寡や仕様・規格の違い等、各々の工事における特殊性を考慮する。 <p style="text-align: center;">【 追 加 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業者又は専門工事業者に見積書の提出を求める場合は「さいたま市公共建築工事見積徴取事務処理要領」に基づき徴取し、「見積比較表」にまとめ保管すること。 <p>なお、単価及び価格を採用するにあたっては、実際の取引状況を精査し、必要に応じて補正を行い採用する。</p>	
<p>(改修工事の分類)</p> <p>4. 改修工事は、執務状態、部位、方法等により、分類できる。</p> <p style="text-align: center;">【 省 略 】</p>	<p>(改修工事の分類)</p> <p>4. 改修工事は、執務状態、部位、方法等により、分類できる。</p> <p style="text-align: center;">【 省 略 】</p>	<p>公共建築工事積算 基準等資料の改定 により</p>

新

旧

備考

<p>(2) 執務状態の区分</p> <p>改修工事は、工事期間における建物内の執務状況により、全館無人改修及び執務並行改修に積算上区分することができる。</p> <p>イ. 全館無人改修：仮庁舎等が準備されている等、改修する建物全館が無人（執務者がいない）の状態で行う改修工事をいう。</p> <p>ロ. 執務並行改修：建物に執務者がいる状態で行う改修工事をいい、施工場所と執務中の場所が区画されている状態の工事も含まれる。また、増築工事においても既存建物と取り合う部分の改修工事については、既存建物の執務者の有無の状態により分類する。</p>	<p>(2) 執務状態の区分</p> <p>改修工事は、工事期間における建物内の執務状況により、全館無人改修及び執務並行改修に積算上区分することができる。</p> <p>イ. 全館無人改修：仮庁舎等が準備されている等、改修する建物全館が無人（執務者がいない）の状態で行う改修工事をいう。</p> <p>ロ. 執務並行改修：建物に執務者がいる状態で行う改修工事をいい、施工場所と執務中の場所が区画されている状態の工事も含まれる。また、増築工事においても既存建物と取り合う部分の改修工事については、既存建物の執務者の有無の状態により分類する。</p> <p>なお、執務並行改修の場合は、施工者が執務環境に配慮等しながら施工を行うことを前提として単価の補正を行う。</p>	
<p><u>(改修工事における労務の所要量の割増し、単価の補正)</u></p> <p>5. <u>改修工事の積算に用いる単価の適用は下記による。</u></p> <p><u>(1) 全館無人改修の場合は、2. (1) ロ、ハ、ニ、に定められた複合単価、市場単価、補正市場単価、単位施工単価を使用する。改修を理由とした労務の所要量の割増し、単価の補正は行わない。</u></p> <p><u>(2) 執務並行改修の場合は、施工業者が執務者に配慮等しながら施工を行う事を前提として、別表-1、別表-2及び別表-3のとおり、工種に応じて、複合単価、単位施工単価、補正単位施工単価については、労務の所要量の割増しを行い、市場単価及び補正市場単価は改修補正率を乗ずる。</u></p> <p><u>著しく作業効率が悪い場合においては、別表-1、別表-2及び別表-3によらず、実情を考慮して、労務の所要量の割増し、単価の補正を行う。</u></p> <p><u>単位施工単価については、ベース単価は複合単価の方法により算定することとなり、この複合単価に含まれる労務の所要量の割増しを行う。シフト単価については、物価資料の掲載価格をもとに以下の式により算定する。</u></p>	<p><u>(改修工事の積算に用いる単価の適用)</u></p> <p>5. <u>全館無人改修の場合は基準単価とし、執務並行改修の場合は別表-1～3により、基準単価又は基準補正単価とすることを標準とする。</u></p> <p><u>なお、基準単価及び基準補正単価は次による。(表1-6)</u></p> <p><u>(1) 基準単価</u></p> <p><u>2. (1) ロ. の複合単価並びに2. (1) ハ. の市場単価及び補正市場単価</u></p> <p><u>(2) 基準補正単価</u></p> <p><u>イ. 建築工事については、2. (1) ロ. の複合単価は労務の所要量の1.5%増しを標準とする。また、2. (1) ハ. の市場単価及び補正市場単価においては、別表-1による改修補正率を標準として算定する。</u></p> <p><u>ロ. 電気設備工事については、2. (1) ロ. の複合単価は労務の所要量の2.0%増しを標準とする。また、2. (1) ハ. の市場単価及び補正市場単価においては、別表-2による改修補正率を標準として算定する。</u></p> <p><u>ハ. 機械設備工事については、2. (1) ロ. の複合単価は労務の所要量の2.0%増しを標準とする。また、2. (1) ハ. の市場単価及び補正市場単価においては、別表-3による改修補正率を標準として算定する。</u></p>	<p>公共建築工事積算基準等資料の改定により</p>

新

旧

備考

<p>改修割増し後のシフト単価 = $\frac{\text{工事場所の材料単価、労務費を用い、} \times \text{工事場所の都市のシフト単価}}{\text{労務の所要量を割増しの上、算定したベース単価}} \times \frac{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所の都市のベース単価}}{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様工事場所の都市のベース単価}}$</p>	<p>二、著しく作業効率が悪い場合においては実状を考慮し労務費等を補正する。</p> <p>表1-6 改修工事の積算に用いる単価の適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>執務状態の区分</th> <th>単価の適用</th> <th>使用する単価及び補正</th> <th>使用する単価表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全館無人改修</td> <td>基準単価</td> <td>複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる</td> <td>「さいたま市公共建築工事単価表—市場単価—」改修工事(全館無人改修) 「さいたま市公共建築工事単価表—標準単価—」改修工事(全館無人改修)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">執務並行改修※</td> <td>基準単価</td> <td>複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる</td> <td rowspan="2">「さいたま市公共建築工事単価表—市場単価—」改修工事(執務並行改修) 「さいたま市公共建築工事単価表—標準単価—」改修工事(執務並行改修)</td> </tr> <tr> <td>基準補正単価</td> <td>複合単価の労務の所要量1.5%又は2.0%増し →建築工事 —労務の所要量×1.15(1.5%増し)— →電気設備工事及び機械設備工事 —労務の所要量×1.20(2.0%増し)— 市場単価×改修補正率 (別表-1~3) 補正市場単価×改修補正率 (別表-1~3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※執務並行改修における単価の適用は、別表1~3の工程ごとの「用いる単価」により、基準単価及び基準補正単価を用いる。</p>	執務状態の区分	単価の適用	使用する単価及び補正	使用する単価表	全館無人改修	基準単価	複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる	「さいたま市公共建築工事単価表—市場単価—」改修工事(全館無人改修) 「さいたま市公共建築工事単価表—標準単価—」改修工事(全館無人改修)	執務並行改修※	基準単価	複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる	「さいたま市公共建築工事単価表—市場単価—」改修工事(執務並行改修) 「さいたま市公共建築工事単価表—標準単価—」改修工事(執務並行改修)	基準補正単価	複合単価の労務の所要量1.5%又は2.0%増し →建築工事 —労務の所要量×1.15(1.5%増し)— →電気設備工事及び機械設備工事 —労務の所要量×1.20(2.0%増し)— 市場単価×改修補正率 (別表-1~3) 補正市場単価×改修補正率 (別表-1~3)	
執務状態の区分	単価の適用	使用する単価及び補正	使用する単価表													
全館無人改修	基準単価	複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる	「さいたま市公共建築工事単価表—市場単価—」改修工事(全館無人改修) 「さいたま市公共建築工事単価表—標準単価—」改修工事(全館無人改修)													
執務並行改修※	基準単価	複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる	「さいたま市公共建築工事単価表—市場単価—」改修工事(執務並行改修) 「さいたま市公共建築工事単価表—標準単価—」改修工事(執務並行改修)													
	基準補正単価	複合単価の労務の所要量1.5%又は2.0%増し →建築工事 —労務の所要量×1.15(1.5%増し)— →電気設備工事及び機械設備工事 —労務の所要量×1.20(2.0%増し)— 市場単価×改修補正率 (別表-1~3) 補正市場単価×改修補正率 (別表-1~3)														
<p>(時間外、深夜及び休日の労働についての労務単価)</p> <p>8. 時間外、深夜及び休日の労働についての労務単価の取扱いについては以下による。</p> <p style="text-align: center;">【 省 略 】</p> <p>(2) 時間外及び深夜の労働は、施工時期・施工時間が制限され、割増賃金を見込む必要が設計図書に明示された場合に、労務費を下記により算定する。ただし、時間外の労働は、変形労働時間制等を考慮し、実状に応じて積算する。</p> <p>労務費(総額) = 労務単価 + 労務単価 × K × 割増すべき時間数</p> <p>ただし、K(割増賃金係数) = 割増対象賃金比 × 1 / 8 × 割増係数とする。</p> <p>なお、K(割増賃金係数)は当該年度の「公共工事設計労務単価表(農林水産省・国土交通省)」の「割増対象賃金比及び1時間当り割増賃金係数」による。</p> <p>また、市場単価及び単位施工単価の細目工種において、時間外及び深夜の労働について割増賃金を見込む必要がある場合は、割増賃金に相当する割増し率を算出し市場単価</p>	<p>(時間外、深夜及び休日の労働についての労務単価)</p> <p>8. 時間外、深夜及び休日の労働についての労務単価の取扱いについては以下による。</p> <p style="text-align: center;">【 省 略 】</p> <p>(2) 時間外及び深夜の労働は、施工時期・施工時間が制限され、割増賃金を見込む必要が設計図書に明示された場合に、労務費を下記により算定する。ただし、時間外の労働は、変形労働時間制等を考慮し、実状に応じて積算する。</p> <p>労務費(総額) = 労務単価 + 労務単価 × K × 割増すべき時間数</p> <p>ただし、K(割増賃金係数) = 割増対象賃金比 × 1 / 8 × 割増係数とする。</p> <p>なお、K(割増賃金係数)は当該年度の「公共工事設計労務単価表(農林水産省・国土交通省)」の「割増対象賃金比及び1時間当り割増賃金係数」による。</p> <p>また、市場単価の細目工種において、時間外及び深夜の労働について割増賃金を見込む必要がある場合は、割増賃金に相当する割増し率を算出し市場単価を補正する。</p>	<p>公共建築工事積算 基準等資料の改定 により</p>														

新

旧

備考

<p><u>及び単位施工単価</u>を補正する。</p> <p>(3) 休日の労働は、緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行い、割増賃金を見込む必要が設計図書に明示された場合に、労務費を下記により算定する。</p> <p>なお、法定休日とは、使用者の定める週一回以上、もしくは4週間のうちに4日以上 の休日とする。(労働基準法 第35条)</p> <p>労務費(総額) = 労務単価 × K × 割増すべき時間数</p> <p>なお、K(割増賃金係数)の取扱いは(2)による。</p> <p>また、市場単価<u>及び単位施工単価</u>の細目工種において、休日の労働について割増賃金を見込む必要がある場合は、割増賃金に相当する割増し率を算定し市場単価<u>及び単位施工単価</u>を補正する。</p> <p>ただし、緊急時等、やむを得ない場合に該当しない法定休日に作業を行い、別の日を振替休日とした場合は適用しない。</p>	<p>(3) 休日の労働は、緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行い、割増賃金を見込む必要が設計図書に明示された場合に、労務費を下記により算定する。</p> <p>なお、法定休日とは、使用者の定める週一回以上、もしくは4週間のうちに4日以上 の休日とする。(労働基準法 第35条)</p> <p>労務費(総額) = 労務単価 × K × 割増すべき時間数</p> <p>なお、K(割増賃金係数)の取扱いは(2)による。</p> <p>また、市場単価の細目工種において、休日の労働について割増賃金を見込む必要がある場合は、割増賃金に相当する割増し率を算定し市場単価を補正する。</p> <p>ただし、緊急時等、やむを得ない場合に該当しない法定休日に作業を行い、別の日を振替休日とした場合は適用しない。</p>	
<p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>第1 この基準は、令和8年2月1日から施行する。</p> <p><u>(従前の基準類の取り扱い)</u></p> <p>第2 施行日以前に公告された案件については、従前の例による。</p>		<p>附則の追加</p>

新

旧

備考

別表—1 執務並行改修の場合の工種ごとの**労務の所要量割増し、改修補正率**（建築工事）

工種	複合単価、単位施工単価、 補正単位施工単価の労務の 所要量割増し	市場単価及び補正市場単価の 改修補正率		備考
仮設	—	—	—	
土工	—	—	—	
地業	—	—	—	
鉄筋	—	—	—	
コンクリート	—	—	—	
型枠	—	—	—	
鉄骨	—	—	—	
既製コンクリート	1.5%増し	—	—	
防水	1.5%増し	防水	1.07	
		防水（シーリング）	1.13	
石	1.5%増し	—	—	
タイル	1.5%増し	—	—	
木工	1.5%増し	—	—	
屋根及びとい	1.5%増し	—	—	
金属	1.5%増し	金属	1.08	
左官（仕上塗材仕上）	—	—	—	
左官（仕上塗材仕上以外）	1.5%増し	左官（仕上塗材仕上以外）	1.14	
建具	1.5%増し	建具（ガラス）	1.09	
		建具（シーリング）	1.14	
塗装（改修標準仕様）	1.5%増し	塗装（改修標準仕様）	1.14	
内外装	1.5%増し	内外装	1.11	
		内外装（ビニル床材）	1.08	
仕上げユニット	1.5%増し	—	—	
排水	—	—	—	
構内舗装	—	—	—	
植栽	—	—	—	
仮設（改修）	—	—	—	
撤去	—	—	—	
外壁改修	—	—	—	
とりこわし	—	—	—	

注）—は該当する種類の単価がない又は労務の所要量の割増し、単価の補正は行わないことを示す。

別表—1 執務並行改修の場合の工種ごとの**単価適用区分**（建築工事）

工種	用いる単価	基準補正単価			備考
		複合単価 労務の所要量補正	市場単価及び補正市場単価 改修補正率		
仮設	基準単価	—	—	—	
土工	基準単価	—	—	—	
地業	基準単価	—	—	—	
鉄筋	基準単価	—	—	—	
コンクリート	基準単価	—	—	—	
型枠	基準単価	—	—	—	
鉄骨	基準単価	—	—	—	
既製コンクリート	基準補正単価	1.15	—	—	
防水	基準補正単価	1.15	防水	1.07	
			防水（シーリング）	1.13	
石	基準補正単価	1.15	—	—	
タイル	基準補正単価	1.15	—	—	
木工	基準補正単価	1.15	—	—	
屋根及びとい	基準補正単価	1.15	—	—	
金属	基準補正単価	1.15	金属	1.08	
左官（仕上塗材仕上）	基準単価	—	—	—	
左官（仕上塗材仕上以外）	基準補正単価	1.15	左官（仕上塗材仕上以外）	1.14	
建具	基準補正単価	1.15	建具（ガラス）	1.09	
			建具（シーリング）	1.14	
塗装（改修標準仕様）	基準補正単価	1.15	塗装（改修標準仕様）	1.14	
内外装	基準補正単価	1.15	内外装	1.11	
			内外装（ビニル床材）	1.08	
仕上げユニット	基準補正単価	1.15	—	—	
排水	基準単価	—	—	—	
構内舗装	基準単価	—	—	—	
植栽	基準単価	—	—	—	
仮設（改修）	基準単価	—	—	—	
撤去	基準単価	—	—	—	
外壁改修	基準単価	—	—	—	
とりこわし	基準単価	—	—	—	

別表一 執務並行改修の場合の工種ごとの**労務の所要量割増し、改修補正率**（電気設備工事）

工種	複合単価、 単位施工単価、補正単位施工単価の労務の所要量割増し	市場単価及び補正市場単価の改修補正率		備考
配管工事	20%増し	電線管、2種金属管及び同径ケーブル	1.18	
		ケーブルラック	1.14	
		位置割増し及び位置割増し用材（ケーブルボックス）	1.17	
		ケーブルボックス	1.12	
		ケーブルボックス用接地端子	1.00	
		防火区画貫通処理ケーブル用（壁・床）	1.13	
		防火区画貫通処理金属管・丸型用	1.05	
		電線管その他接続材工事（金属製可とう電線管）	1.14	
配線工事	20%増し	600V絶縁電線及び600V絶縁ケーブル	1.16	
接地工事（屋内）	20%増し	—	—	
接地工事（屋外）	—	接地工事新設、銅製線材、接地電圧降下抑制型	—	
塗装工事	20%増し	—	—	
機器搬入	20%増し	—	—	
電灯設備	20%増し	—	—	
動力設備	20%増し	—	—	
雷保護設備	20%増し	—	—	
受変電設備	20%増し	—	—	
電力貯蔵設備	20%増し	—	—	
架空線路	—	—	—	
地中線路	—	—	—	
構内交換設備	20%増し	—	—	
情報表示・拡声設備	20%増し	—	—	
誘導支援設備	20%増し	—	—	
テレビ共同受信設備	20%増し	—	—	
監視カメラ設備	20%増し	—	—	
火災報知設備	20%増し	—	—	
撤去（再使用しない）	—	—	—	
撤去（再使用する）	—	—	—	
再取付け	20%増し	—	—	
機器搬出	20%増し	—	—	
はつり工事	20%増し	—	—	

注）—は該当する種類の単価がない又は労務の所要量の割増し、単価の補正は行わないことを示す。
注）屋外、共同溝等においては原則として労務の所要量割増しは行わない。

別表一 執務並行改修の場合の工種ごとの**単価適用区分**（電気設備工事）

工種	用いる単価	基準補正単価		備考
		複合単価 労務の所要量補正	市場単価及び補正市場単価 改修補正率	
配管工事	基準補正単価	1.20	電線管、2種金属管及び同径ケーブル	1.18
			ケーブルラック	1.14
			位置割増し及び位置割増し用材（ケーブルボックス）	1.17
			ケーブルボックス	1.12
			ケーブルボックス用接地端子	1.00
			防火区画貫通処理ケーブル用（壁・床）	1.13
			防火区画貫通処理金属管・丸型用	1.05
			電線管その他接続材工事（金属製可とう電線管）	1.14
配線工事	基準補正単価	1.20	600V絶縁電線及び600V絶縁ケーブル	1.16
接地工事（屋内）	基準補正単価	1.20	—	—
接地工事（屋外）	基準単価	—	接地工事新設、銅製線材、接地電圧降下抑制型	—
塗装工事	基準補正単価	1.20	—	—
機器搬入	基準補正単価	1.20	—	—
電灯設備	基準補正単価	1.20	—	—
動力設備	基準補正単価	1.20	—	—
雷保護設備	基準補正単価	1.20	—	—
受変電設備	基準補正単価	1.20	—	—
電力貯蔵設備	基準補正単価	1.20	—	—
架空線路	基準単価	—	—	—
地中線路	基準単価	—	—	—
構内交換設備	基準補正単価	1.20	—	—
情報表示・拡声設備	基準補正単価	1.20	—	—
誘導支援設備	基準補正単価	1.20	—	—
テレビ共同受信設備	基準補正単価	1.20	—	—
監視カメラ設備	基準補正単価	1.20	—	—
火災報知設備	基準補正単価	1.20	—	—
撤去（再使用しない）	基準単価	—	—	—
撤去（再使用する）	基準単価	—	—	—
再取付け	基準補正単価	1.20	—	—
機器搬出	基準補正単価	1.20	—	—
はつり工事	基準補正単価	1.20	—	—

注）屋外、共同溝等においては原則として基準補正単価を適用しない。

新

旧

備考

別表-3 執務並行改修の場合の工種ごとの**労務の所要量割増し、改修補正率**（機械設備工事）

工種	複合単価、単位施工単価、 補正単位施工単価の 労務の 所要量割増し	市場単価及び補正市場単価の 改修補正率		備考
配管工事 (屋内一般、機械室・便所)	2.0%増し	—	—	配管設置工事
配管工事 (屋外・共同溝)	—	—	—	
配管工事(地中)	—	—	—	
配管付属品	2.0%増し	—	—	
保温工事	2.0%増し	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.14	
塗装及び防錆工事	2.0%増し	—	—	
機器搬入	2.0%増し	—	—	
総合調整	2.0%増し	—	—	
土工事	—	—	—	
コンクリート工事	2.0%増し	—	—	屋内基礎等
機器類の据付	2.0%増し	—	—	
ダクト設備	2.0%増し	底圧付外、排煙付外及び底圧付付外	1.14	
ダクト付属品	2.0%増し	取付部付外、取付部、ダクト等の取付手間のみ	1.20	
自動制御設備	2.0%増し	—	—	歩留りによる場合
衛生器具設備 (エントを除く)	2.0%増し	取付手間のみ	1.20	
樹類	—	—	—	
消火設備 (特殊消火を除く)	2.0%増し	—	—	歩留りによる場合
配管分岐・切断	2.0%増し	—	—	
機器搬出	2.0%増し	—	—	
はつり工事	2.0%増し	—	—	
ダクト端部閉塞	2.0%増し	—	—	
インバート改修	—	—	—	
撤去(再使用する)	—	—	—	
撤去(再使用しない)	—	—	—	
再取付け	2.0%増し	—	—	

注) ーは該当する種類の単価がない又は労務の所要量の割増し、単価の補正は行わないことを示す。
注) 屋外、共同溝等においては原則として**労務の所要量割増しは行わない。**

別表-3 執務並行改修の場合の工種ごとの**単価適用区分**（機械設備工事）

工種	用いる単価	基準補正単価		備考	
		複合単価 労務の所要量補正	市場単価及び補正市場単価 改修補正率		
配管工事 (屋内一般、機械室・便所)	基準補正単価	1.20	—	配管設置工事	
配管工事 (屋外・共同溝)	基準単価	—	—		
配管工事(地中)	基準単価	—	—		
配管付属品	基準補正単価	1.20	—		
保温工事	基準補正単価	1.20	配管用、ダクト用及び消音内	1.14	
塗装及び防錆工事	基準補正単価	1.20	—	—	
機器搬入	基準補正単価	1.20	—	—	
総合調整	基準補正単価	1.20	—	—	
土工事	基準単価	—	—	—	
コンクリート工事	基準補正単価	1.20	—	—	屋内基礎等
機器類の据付	基準補正単価	1.20	—	—	
ダクト設備	基準補正単価	1.20	底圧付外、排煙付外及び底圧付付外	1.14	
ダクト付属品	基準補正単価	1.20	取付部付外、取付部、ダクト等の取付手間のみ	1.20	
自動制御設備	基準補正単価	1.20	—	—	歩留りによる場合
衛生器具設備 (エントを除く)	基準補正単価	1.20	取付手間のみ	1.20	
樹類	基準単価	—	—	—	
消火設備 (特殊消火を除く)	基準補正単価	1.20	—	—	歩留りによる場合
配管分岐・切断	基準補正単価	1.20	—	—	
機器搬出	基準補正単価	1.20	—	—	
はつり工事	基準補正単価	1.20	—	—	
ダクト端部閉塞	基準補正単価	1.20	—	—	
インバート改修	基準単価	—	—	—	
撤去(再使用する)	基準単価	—	—	—	
撤去(再使用しない)	基準単価	—	—	—	
再取付け	基準補正単価	1.20	—	—	

注) 屋外、共同溝等においては原則として**基準補正単価を適用しない。**